

有価証券報告書の訂正報告書

(金融商品取引法第24条の2第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成18年4月1日
(第69期) 至 平成19年3月31日

岡三ホールディングス株式会社

(541008)

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第 24 条の 2 第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 19 年 10 月 30 日
【事業年度】	第 69 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）
【会社名】	岡三ホールディングス株式会社
【英訳名】	OKASAN HOLDINGS,INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 加藤 哲夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号
【電話番号】	0 3 (3 2 7 2) 2 2 2 2 (代表)
【事務連絡者氏名】	岡三証券株式会社 経理部長 高橋 義和
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号
【電話番号】	0 3 (3 2 7 2) 2 2 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	岡三証券株式会社 経理部長 高橋 義和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番 16 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 3 番 17 号) 岡三証券株式会社大阪支店 (大阪市中央区今橋一丁目 8 番 7 号) 岡三証券株式会社津支店 (津市中央 6 番 5 号) 岡三証券株式会社名古屋支店 (名古屋市中村区名駅四丁目 2 番 28 号)

(注) 上記のうち、岡三証券株式会社の大阪、津および名古屋の各支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました、第69期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項があるため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

追加箇所は、下線を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(5) 省略

(6)～(8) 記載無し

（訂正後）

(1)～(5) 省略

(6) 取締役の定数および選任決議要件

当社は、取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う旨、また、その決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に応じた資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定より、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(8) 株主総会特別決議の要件

当社は、株主総会特別決議に必要な定足数の確保をより確実にするため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。